

○〔旧〕長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

令和2年12月25日長野市条例第42号

長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成その他の地域環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 特定事業 太陽光発電設備の設置(当該設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下同じ。)を行う事業(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に太陽光発電設備の設置を行う事業を除く。以下「太陽光事業」という。)のうち、本市の区域内に定格出力の合計が20キロワット以上の太陽光発電設備の設置を行うものをいう。
- (3) 事業者 設置者(太陽光事業を自ら行うもの又は太陽光事業を発注するものをいう。以下同じ。)及び太陽光事業の施工者(設置者との契約により太陽光事業の施工を請け負う全ての者をいう。)をいう。
- (4) 事業区域 特定事業を行う一団の土地をいう。
- (5) 隣接住民等 事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は家屋を所有する者及び居住する者、当該50メートル以内の区域において農林水産業を営む者その他生活環境等の保全上の利害関係を有する者並びに事業区域に係る行政連絡区(長野市行政連絡区に関する規則(平成22年長野市規則第1号)第2条に規定する行政連絡区をいう。)の代表者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用について必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光事業を行うに当たり、関係法令を遵守するとともに、災害の防止、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全並びに良好な景観の形成並びに隣接住民等との良好な関係に配慮しなければならない。

(適用範囲)

第5条 太陽光事業を行おうとしている土地、現に行っている土地又は既に行った土地(以下この条において「太陽光事業に係る土地」という。)と太陽光事業に係る土地とが近接して、これらの土地が一連の区域を構成することとなる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの太陽光事業を一の太陽光事業とみなして、この条例の規定を適用する。

- (1) それぞれの太陽光事業に係る設置者が同一である場合
- (2) それぞれの太陽光事業に係る設置者が親族の関係にある場合
- (3) 太陽光事業に係る設置者の一方又はその親族が法人その他の団体の役員であって、他の一方が当該法人その他の団体である場合

(事前協議)

第6条 次に掲げる特定事業を行おうとする事業者は、当該特定事業に着手しようとする日の90日前までに、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る事業計画について市長と協議しなければならない。

- (1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地の区域において行う特定事業
- (2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域及びこれに準ずる区域において行う特定事業
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域において行う特定事業
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域において行う特定事業
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項本文の規定により指定された保安林の区域において行う特定事業
- (6) 事業区域の面積が3,000平方メートルを超える特定事業(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業又は長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)第2条第4号に規定する対象事業に該当するものを除く。)

2 市長は、前項の規定による協議(以下「事前協議」という。)が終了したときは、当該事業者に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による通知に当該特定事業に係る意見を付するものとする。

4 事業者は、事前協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長と再度協議しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 事業者は、事前協議の中止又は廃止をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(隣接住民等への説明)

第7条 事業者は、特定事業に着手する日の60日前まで(事前協議の対象となる特定事業を行うときにあっては、当該事前協議又は前条第4項前段の規定による協議の終了後、当該特定事業に着手する日の

60日前まで)に、隣接住民等に対して次に掲げる説明事項(以下「説明事項」という。)に関する説明会を開催しなければならない。

- (1) 特定事業の趣旨及び事業計画の内容
- (2) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
- (3) 安全対策及び防災措置
- (4) 維持管理の方法及び非常時の対応
- (5) 工事中の騒音及び振動の対策
- (6) 工事中の資材等の搬出入等の管理方法
- (7) 発電事業の終了時の太陽光発電設備の撤去に係る資金計画
- (8) 前条第3項(同条第4項後段において準用する場合を含む。)に規定する意見への対応
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する説明会を開催することが困難であると市長が認めるときは、事業者は、規則で定める方法により、隣接住民等に対して説明事項に関する説明を行うことができる。

3 事業者は、隣接住民等に対して前2項の規定により説明事項を説明したときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

4 事業者は、隣接住民等の理解が得られるよう説明事項に関する説明に努めなければならない。(隣接住民等との協議)

第8条 隣接住民等は、前条第1項又は第2項の規定により説明を行った事業者に対し、当該説明が行われた日から起算して10日を経過する日までの間に、説明事項に関して意見書を提出することができる。

第9条 事業者は、前条の規定による意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した隣接住民等と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による協議を行ったときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

(特定事業の届出)

第10条 事業者は、特定事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に着手する日の30日前まで(前条第1項の規定により隣接住民等との協議を行ったときにあっては、当該協議の終了後、当該特定事業に着手する日の30日前まで)に、当該特定事業の事業計画書、第7条第3項及び前条第2項の規定による報告に係る書類その他の規則で定める書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(特定事業の変更等)

第11条 事業者は、特定事業の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。特定事業の中止又は廃止をしようとするときも、同様とする。

(完了報告)

第12条 事業者は、特定事業が完了したときは、当該特定事業が完了した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に事業区域に立ち入らせ、調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第14条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置を講ずよう勧告することができる。

(1) 事前協議(第6条第4項前段の規定による協議を含む。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の事前協議をしたとき。

(2) 第10条又は第11条前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による事業区域への立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第15条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた事業者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第16条 市長は、前条第1項の規定による公表を行ったときは、当該公表に係る内容を国又は県に報告することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン(平成27年9月1日施行)第7第1項に規定する届出書が市長に提出され、令和3年4月30日までに着手する太陽光事業については、この条例の規定は、適用しない。

附 則(令和5年12月25日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の規定による協議又は旧条例第7条第1項若しくは第2項の規定による説明をしている旧条例第2条第2号に規定する特定事業(この条例の施行前に着手したものを除く。)で

あつて、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例(令和5年長野県条例第24号)第36条の規定により同条例の全部又は一部の規定が適用されないものについては、旧条例は、当該特定事業がこの条例の公布の日から1年を経過する日までの間に着手されたときに限り、なおその効力を有する。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第10条の規定による届出がされている旧条例第2条第2号に規定する特定事業(前項の規定の適用を受けるものを除く。)であつて、旧条例第12条の規定による報告がされていないものについては、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。